

外壁防水保証規約

平成23年3月8日 制定

(目的)

第1条 本規約は、定款第7条第1項に掲げる「共同購買事業」に基づき、組合と組合員が共同で防水保証を行う場合の必要事項について定める。

2 外壁防水保証は、正組合員が行う外壁防水工事を対象とする。(本規約において、工事を受注して組合外壁防水保証を希望する組合員は、以下‘受注組合員’と称する。)

(保証部位)

第2条 組合で外壁防水保証する部位は、外壁とし、その他の部位は対象外とする。

(保証工法)

第3条 組合で外壁防水保証する適応工法は、ウレウォール工法とし、建物の構造や下地の種類(改修の場合は既存外壁仕上げ層)などを考慮し、技術委員会での審議を経た後に理事会で定める。

(保証内容)

第4条 工事完了後、保証期間内に施工した防水部位から漏水があった場合は、受注組合員が速やかに不具合箇所を補修する。受注組合員が補修出来ない場合は、理事長が他の組合員に命じて補修させ、その費用を受注組合員に請求する。

2 受注組合員が、漏水時に脱会している場合であっても、誓約書に基づき1項の責務は継続するものとする。

3 受注組合員が、漏水時に廃業・倒産して責務を遂行出来ない場合は、その責務は組合が継続して遂行する。

4 免責事項は、規程で定める。

(工事中の事故)

第5条 工事中に発生した漏水事故損害及び第三者への事故損害は、受注組合員が賠償する。

(保証期間)

第6条 保証期間は以下の通りとする。

新築工事 15年間

改修・修繕工事 15年間

(保証工事の申請)

第7条 受注組合員は、工事前に保証についての申請手続きを行うものとする。技術委員長は、該当工事内容が保証工法に適合するか否かを受注組合員に通知する。

2 技術委員長は、必要に応じて該当工事内容の改善を要求出来るものとする。

(施工管理)

第8条 受注組合員は、組合が指定する“ウレウォール認定資格者”を該当工事の管理者として専任させ、施工品質の確保に努めるものとする。ただし、本規約に於ける“ウレウォール認定資格者”は、規程で定める。

2 “ウレウォール認定資格者”は、同時に2カ所以上の組合保証の工事管理者になることは出来な

い。ただし、同一敷地内の複数建物工事などを除く。

(組合外壁防水保証書の発行)

第9条 組合は、組合員からの保証についての申請手続完了後、組合外壁防水保証書を発行する。

2 外壁防水保証書の発行人は、組合・受注組合員の2者連名とし、組合は材料品質に関する保証を行うものとする。

3 保証書の宛先は、以下とする。

1) 新築の場合 ……………元請

2) 改修・補修の場合 ……施主・建築発注者・集合住宅管理組合
(組合員が元請けの場合)

3) 改修・補修の場合 ……元請
(組合員が下請けの場合)

注：元請は保証書発行側に連名で参加することは出来ない

(組合外壁防水保証書の失効及び利用の停止と制限)

第10条 組合は、保証書発行後に受注組合員の下記の該当事項が明らかになった場合、理事会での議決を経て保証書の宛先に対し、その理由と経過を記した文章を送付し、組合外壁防水保証書が失効したことを通知する。

1) 申請書、工事管理用紙などの提出書類に著しい虚偽があった場合

2) その他、組合外壁防水保証に関して、組合の信用を失墜する行為を行った場合

2 上記の行為を行った受注組合員に対し、理事会での議決を経て、本事業の利用を停止及び制限することができる。